

# 久留米市シニア向けスマホ教室業務委託仕様書

この仕様書は、久留米市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

## 1. 件名

久留米市シニア向けスマホ教室業務

## 2. 目的

スマートフォン（以下「スマホ」という。）やインターネットなどの利用方法、情報モラル・セキュリティなどに関する教室を開催することにより、高齢者の安全・安心なデジタル活用を推進していく。また、高等教育コンソーシアム久留米と連携し、学生を活用した事業を行う。

## 3. 実施場所

久留米市が指定する場所とし、施設予約などは委託者が行う。なお、受託者の都合により、他の場所での実施を希望する場合は、受託者と委託者の協議により定める。

## 4. 委託期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

## 5. 業務内容

スマホの操作や久留米市公式LINEの登録、活用等を自身で行えることを目標にした教室を基礎編と応用編に分けて開催する。また、情報モラルやセキュリティおよびネットトラブルの防止に関する内容を含めること。

### （1）教室の科目など

スマホの操作・利用方法に関する教室

#### ① 授業内容

##### ア) 基礎編

基本的な操作・利用方法や市公式LINEのインストール・受信設定・操作・利用方法に関すること

- ・電話のかけ方
- ・カメラや地図アプリ、インターネットの使い方
- ・安全・安心なスマホの利用
- ・市公式LINEの登録
- ・dボタン広報誌の紹介

##### イ) 応用編

QRコードの使い方・行政手続きの方法や防災チャットボットの登録・利用方法に関する

こと

- ・QRコードの使い方
- ・交通機関の乗換案内の見方
- ・行政手続きの方法
- ・防災チャットボットの登録

② 対象

スマホを所有しているが、操作に自信がない人や基本的な操作方法を学びたい人。市内在住の65歳以上の市民に限る

③ 開催回数

全27回（学生への事前講習1回を含む。）

④ 開催時期

1回につき質疑込みで2時間程度とする。

⑤ 定員

各教室の定員は20名以内とする。

(2) 周知・広報

受託者は、本事業の実施にあたり、以下のとおり周知広報に協力すること。

- ① 委託者が周知用ちらしやホームページなどを作成する際は、原稿の作成や写真などの提供に協力すること。
- ② 委託者や関係機関などの取材や見学要望があった際は、協力すること。

(3) 参加者に関わる事務および調整

- ① 参加申し込みの受付は受託者が行うものとする。受託者は、参加決定者数を教室開催前2営業日までに、委託者に伝えるものとする。
- ② 教室開催当日の準備、受付および片付けなどは、原則受託者が行う。

(4) 実施内容

① 講師

- ア 受託者は、事業実施にあたり「事業統括責任者」を1名、「教室運営責任者」を1名、「補助従事者」を3名以上、高等教育コンソーシアム久留米に加盟する学生を3名以上配置すること。なお、「事業統括責任者」は、受託先のスタッフから選出すること。
- イ 「教室運営責任者」は、ICT関連教室の管理経験が1年以上ある者およびスマホなどの操作に関する講師の経験がある者を配置すること。
- ウ 受託者は、従事者に欠員が生じた場合は、速やかに代替えの従事者を確保すること。
- エ 受託者は、教室に携わる従事者に対する教育・研修などを十分に行うこと。また、従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行うこと。

② テキスト

- ア 仕様書に則したテキストを参加者数分および委託者へ用意すること。
- イ 自宅に持ち帰ってからも活用できるような仕様とすること。
- ウ 教室で使用・配布するテキストは著作物であり、著作権は受託者に帰属する。

③ 参加者への対応

- ア 教室内容についての参加者の理解度に応じた対応をすること。
- イ 教室内容またはスマホの操作方法に関する質疑応答の時間を必ず設けること。
- ウ 教室終了後に、参加者に対してアンケートを実施すること。なお、内容や実施方法などに関しては、受託者と委託者が別途協議する。

(5) ICT・電子機器などについて

- ① 教室内でインターネットを使用する場合は、Wi-Fi環境を整備するなどインターネット環境を用意すること。
- ② スマホの操作は参加者のスマホを利用すること。
- ③ 教室内で参加者に対し講義を行う際は、パワーポイントなど分かりやすい媒体を活用すること。なお、必要な機材については受託者が用意すること。
- ④ 教室内でアプリケーションなどを使用する場合には、セキュリティ上の安全性が確保されているもののみを利用すること。

(6) 業務の終了報告について

受託者は、本教室の最終実施終了後、速やかに参加者数および業務内容などに関する報告書を書面にて委託者に提出すること。

## 6. 暴力団排除に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

## 7. 暴力団排除に係る再委託契約に関する事項

受託者は、当該業務の再委託契約に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 再委託契約（二次以降の再委託契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および再委託契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 再委託契約を締結するときは、受注者は、再委託契約業者から「誓約書（再委託用）」を提出させ、その写しを委託者へ提出すること。

## 8. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害者差別解消法に基づき、市および事業者に対し禁止が義務づけられている、障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。
- (2) その提供が法的義務とされた市の取り扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」につ

いて遺漏なきよう努めること。

- (3) 受託者は業務の遂行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、委託者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

## 9. 業務実施上の留意点

### (1) 一般事項

- ① 従事者の服装はできるだけ統一し、清潔感を保つこと。
- ② 衛生上および火気の取り扱いに十分留意すること。

### (2) 危機管理

- ① 実施にあたっては、安全確保に十分配慮すること。
- ② 参加者の参加時における緊急事態に対応できる体制を確保すること。

### (3) 教室中止の決定

災害などにより、受託者が参加者の安全の確保が難しいと判断したときは、教室を中止することができる。その場合には、振替日を設けるものとする。ただし、それが困難な場合には受託者と委託者が協議するものとする。

### (4) 秘密保護

- ① 個人情報の取扱いは、個人情報保護法を遵守し、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ② 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

以上